



県議会議員一般選挙は、三月三十一日に告示され、四月九日に選挙が行われます。投票日 四月九日(日)の午前七時から午後六時まで、各投票所

県議会議員選挙 4月9日投票

3月31日 告 示

4月に統一地方選挙を実施!

4月に統一地方選挙が行われ、わたしたちに身近な県議会議員、町議会議員が選ばれます。これは今後4年間にわたり、わたしたち住民の代表として、県政・町政を推進する議員を選ぶ、大切な選挙です。有権者すべての方が、主権者としての自覚を持ち、候補者の政見や行動などを、よく見、よく聞き、よく考えて、投票に参加しましょう。

県議会議員一般選挙は、三月三十一日に告示され、四月九日に選挙が行われます。投票日 四月九日(日)の午前七時から午後六時まで、各投票所

あなたの1票を投じてください

亀田町に転入した人は、前の住所地で投票してください。その際には、亀田町長の証明書が必要です。(県選に限り) 町内で転居した人は 三月十四日以降、町内で転居した人は、転居以前の投票所で投票してください。(郵送する投票所入場券に記載してあります)

投票所入場券を発送します

県議会議員選挙の投票所入場券を、有権者の方に郵送します。投票には入場券が必要で、入場券に記載してある投票所であれば投票はできません。忘れずに持参してください。

町議会議員立候補予定者の説明会 4月23日に行われる亀田町議会議員一般選挙の立候補予定者の準備手続きなどについて、説明会を開催します。立候補を予定されている方または代理人、ならびに出納責任者に予定されている方は当日、定刻までにおいでください。開催日... 3月27日(日)午後1時30分 会場... 亀田町役場3階・302会議室 詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。☎381-2111

なお、投票日の間近になっても入場券が届かない方は、選挙管理委員会にご連絡ください。 告示後は不在者投票ができません やむをえない用事、旅行やお産、病気などのため、投票日に投票できない方は不在者投票ができます。この場合、「宣誓書」に不在理由を記入し、署名・捺印していただきます。役場一階の選挙管理委員会事務室へ、印鑑を持参のうえおいでください。期間は、告示日から投票日の前日までです。(県選は三月三十一日、四月八日)

選挙人名簿を縦覧します 統一地方選挙により、満二十歳に達した人、または亀田町に転入してから三か月以上に達した人は、新たに選挙人名簿に登録することになります。 名簿の縦覧期間は次の通りで、町選挙管理委員会事務室で縦覧できます。 ● 県選選：三月三十一日(金)～四月一日(土) ● 町選選：四月十八日(火)～十九日(水) 時間はいずれも、午前八時三十分～午後五時。



# 投票所へ行けない人のために 郵便による投票ができます

有権者の方で、身体に重度の障害があり、投票所に行くことができない方について、郵便による投票方法があります。次に該当される方は、町選挙管理委員会へ申請手続きを行ってください。申請をしなければ、在宅での投票はできませんので、お忘れなく。

▼該当となる人  
身体障害者手帳を受けている方で、両下肢、体幹の障害、もしくは移動機能の障害の程度が一級または二級、あるいは心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうもしくは直腸の障害の程度が一級または三級の方。

▼投票するとき  
郵便による投票を認められた方は、選挙期日の四日前までに、投票用紙・封筒の交付を請求してください。請求する文書には本人が署名し、郵便投票証明書添え、町選挙管理委員長に提出してください。

選挙管理委員会では、投票用紙・封筒を郵送します

## 統一選挙 明るい選挙を 推進しよう！

選挙運動ができるのは、原則として立候補届け出が済んだときから、投票日の前日までです。選挙運動は本来、自由であるべきですが、公正な選挙を行うためには、ある程度の制限は必要を得ず、公職選挙法でいくつかの制限が加えられています。

この中で候補者、運動員、有権者の区別を問わず、すべての人に対して、原則として「禁止されている選挙運動」にスポットをあててみました。次の行為は選挙違反となりますので、十分注意しましょう。

### 戸別訪問

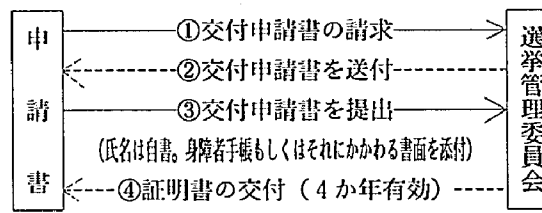
有権者の家を訪ねて投票を依頼したりするような行為は、「戸別訪問」として禁止されています。必らずしも有権者宅に限らず、会社や工場も含まれます。

### 飲食物の提供

特定の候補者の選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名目であっても、禁止されています。

たえば、  
①候補者の選挙運動の慰労のために酒やビールを与え

### 郵便投票証明書の交付申請方法 (継続する場合も同じ)



ので、投票用紙に候補者名を記入し、署名した封筒に入れて投函してください。※お問い合わせは、町選挙管理委員会へ。

## 国民年金の保険料は 納めてありますか

国民年金の保険料は、毎月納めてありますか。もし、納め忘れがあると、万一の事故のとき、障害基礎年金や遺族基礎年金などが受けられないばかりか、将来、老齢基礎年金さえ受けられないこともあり得ます。もう一度、保険料の納入を確認し、納め忘れがあれば、すぐに納入してください。

国民年金の保険料は、口座振替にすると納め忘れることもなく、たいへん便利です。口座のある町内の金融機関(郵便局を含む)に、納付書と通帳、そして通帳に使用している印鑑を持参すれば、手続きができます。

### 来月から保険料が改正されます

これまで国民年金の保険料は月額一、一〇〇円でしたが、この四月から六〇〇円引き上げられ、月額一、七〇〇円になります。

役場では、納付案内書を送りますので、納め忘れないようお願いいたします。

なお、保険料をまとめて納める、前納制度を利用する場合は、四月から三月までの一年間分を前納した場合、一三万七、〇一〇円(付加保険料のある場合は一四万一、六九〇円)に割り引かれます。

▼問い合わせ先：住民課  
☎三八一―二二―一 一階

### 県単医療費助成制度が改正

県単(県障・県親・県乳)制度により医療費の助成を受けている方のうち、加入している医療保険の保険者見発表、全体意見交換

▼申し込み：はがきに住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記し、三月二十日までに次へ。

〒一〇〇 東京都千代田区 霞ヶ関一―二―二 国土庁 大都市圏整備局首都機能移転企画課公聴会担当係

### 定例社会保険相談所を廃止

新潟県社会保険事務所では、毎月十五日に亀田商工会議所で開設していた定例社会保険相談所を、四月から廃止します。厚生年金など社会保険相談は、新潟県社会保険事務所の窓口をご利用ください。

▼所在地：新潟市新光町一

# 平成7年度 福寿大学

60歳以上の学生を募集します

公民館では、平成7年度の福寿大学の学生を募集します。生涯学習の時代といわれる今、視野を広げるには最適な機会です。どうぞみなさん、積極的にご参加ください。

満六〇歳以上の人は、どなたでも入学できます。全体での授業は年間四回、その他選択科目として、次の四コースを五月より各月二回開催します。

- ① 川柳教室
- ② 亀田探訪教室
- ③ 歌謡教室
- ④ 健康ヨーガ教室

公民館では、平成7年度の福寿大学の学生を募集します。生涯学習の時代といわれる今、視野を広げるには最適な機会です。どうぞみなさん、積極的にご参加ください。

満六〇歳以上の人は、どなたでも入学できます。全体での授業は年間四回、その他選択科目として、次の四コースを五月より各月二回開催します。

## リュウ先生の 楽しい英会話講座

と き：四月十二日～六月二十一日の毎週水曜日  
午後七時～八時三十分

と ころ：公民館

対 象：一八歳以上の町在住または在職者で、全日程に出席可能な英会話をほとんど知らない人(学生・専門学校生、および以前に受講した人は対象外です)

定 員：二〇人(多数の場合は抽選会で決定)

内 容：日常生活で使う、ごく簡単な英会話  
受講料：テキスト代等の実費をいただきます  
申し込み：所定の用紙またはハガキに氏名、住所、電話番号、勤務先を記入して、三月三十一日(金)までに公民館へお申し込みください

問い合わせ：公民館  
☎三八一―二七二八

### シカゴ交響楽団演奏会開催

県では、国際的に優れた音楽等の鑑賞機会を提供する事業として、シカゴ交響楽団演奏会を開催します。

三月二十八日から予約申し込みを開始、四月一日からプレイガイドなどで発売されます。

開催日：五月三十日(祝)  
午後六時開場 六時三十分開演

会 場：新潟県民会館大ホール

出 演：シカゴ交響楽団  
(タニエル・バレンボイム指揮)

曲 目：ワーグナー・楽劇「ニュルンベルグのマイスタージンガー」、同・楽劇「トリスタンとイゾルデ」、R・シュトラウス・交響詩「英雄の生涯」

### 青年海外協力隊募集説明会

国際協力事業団では、平成7年度春の青年海外協力隊の募集を、四月十五日～五月三十一日に行います。

募集説明会が次のように開催されますので、希望者はぜひご出席ください。

開催日：四月二十日(祝) 午後六時三十分～八時三十分  
会 場：万代市民会館(新潟市東区代九)

内 容：協力隊事業の紹介、上映、帰国隊員の現地での体験報告、応募要領の説明、個別面談等

問い合わせ：新潟県企画調整部国際交流課交流推進係 ☎二八五―一五五―一

### 国会等移転調査会が公聴会開催

開催日：三月二十七日(月)  
午後一時三十分～四時

会 場：ワシントンホテル四階(新潟駅前)

内 容：首都機能移転問題の経緯と審議状況の概略説明、有識者からの意

### 亀田町社会福祉協議会 職員の募集

1. 採用人員 一般事務職 1人
2. 受験資格 平成7年4月1日現在で24歳～40歳の亀田町在住の人で、大学または短大を卒業あるいは卒業見込みの人(とくに福祉関係に詳しい人)
3. 採用年月日 平成7年4月1日
4. 給与等 社会福祉協議会の職員給与規定・規則による
5. 申し込み 3月15日～25日の間に、履歴書(写真添付)1通を提出  
応募者には、後日試験日を連絡。詳しくは社協事務局(旧役場となり)へ。☎381-7221

## 屋外スポーツ施設 4月より貸し出し再開

亀田公園テニスコートは10日前から受付、町民グラウンド・かわね公園グラウンドは1か月前から受付。

問い合わせ…生涯学習課 ☎381-2111 内線261

一六(TNNテレビ新潟近く、信濃川沿い)  
☎二八三―一〇一〇

## 集合注射の 日程と会場

- ①早通神明会館前  
4月4日(火) 9:30~10:30
- ②農協市場前  
4月4日(火) 11:00~11:50
- ③役場出張所脇(新明町1)  
4月4日(火) 13:30~14:20

---

- ④五月町集会場前  
4月5日(水) 9:30~10:10
- ⑤東区民会館前  
4月5日(水) 10:40~11:50
- ⑥町民会館前  
4月5日(水) 13:30~14:50

- ⑦中島・大月会館前  
4月6日(木) 9:20~10:10
- ⑧城山会館前  
4月6日(木) 10:40~11:30
- ⑨新栄信用組合稲葉支店前  
4月6日(木) 13:10~14:00
- ⑩亀田町役場車庫前(泉町3)  
4月6日(木) 14:30~15:10

忘れないでね!

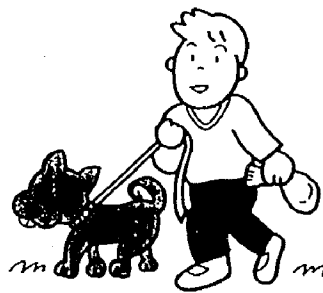
# 犬の登録と予防注射

今年から登録は生涯で1回になりました(予防注射は毎年)

四月に町内一〇か所で、「平成七年度・犬の登録と予防注射」を行います。これまで登録していた方には、お知らせハガキを送付しますので、必要事項を記入のうえ、持参してください。

また、新しく犬を飼い始めた方は、左の日程をご覧ください。なお、法改正で犬の登録は、生涯に一回で済むようになりました。ただし、以前に登録した犬も、今回だけ登録が必要です。また、狂犬病予防注射は従来どおり毎年受けてください。

《持参するもの》  
 ■手数料(一頭につき)  
 ・登録と注射五、九〇〇円  
 ・登録のみ 三、〇〇〇円  
 ■印鑑  
 ■ハガキ(後日送付します)



・愛犬手帳(これまでに登録していた方のみ)  
 当日は会場が混雑しますので、必ず犬を押さえられる方が連れて来てください。飼い犬が死んでいたり、行方不明の場合は、役場保健課にご連絡ください。

☎三八一―二二―  
 内線一五六  
 ※予備日として、五月三十日(火)午後一時十分~一時四十分、役場車庫前で行いますので、日程に都合のつかない方は、お越しくください。

### 人口動態調査に御協力を

厚生省では、人口動態調査を毎年実施しています。この調査は皆さんからの出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の各届書をもとに、出生や死亡の状況などを調べられるのですが、国勢調査の行われる年には、届書に職業も記入していただきます。

調査結果は、今後の保健福祉の向上に役立たせるための統計資料として利用されます。

本年は国勢調査の年であることから、届出をされる方々にはご面倒をおかけしますが、ご協力くださるようお願いいたします。

■調査機関：平成七年四月一日~八年三月三十一日  
 ■調査対象者：出生・死亡・死産・婚姻・離婚届を出される方々

■調査方法：各届書をだされるときに、それぞれ専門職、事務職、サービス職といった職業を記入していただきます。

また、死亡届には、農業、建設業、不動産業といった産業も併せて記入していただきます。

住民課窓口にて「出生届・死亡届・死産届・婚姻届・離婚届をされる方にお願ひ」が備え付けてありますので、参考の上、記入してください。また、わからない場合は窓口でお聞きください。

## ◆住民の動き ◆告知板◆

### ごめいふく

(2月後半届出)

| 姓  | 名       | 世帯主 | 住所   | 区  |
|----|---------|-----|------|----|
| 廣島 | 幸吉(81)  | 本人  | 諏訪三  | 15 |
| 荒井 | スイ(84)  | 高三郎 | 諏訪三  | 15 |
| 小泉 | 要吉(79)  | 本人  | 稲葉二  | 17 |
| 伊藤 | 博淳(66)  | 本人  | 稲葉三  | 17 |
| 秀島 | 征矢夫(49) | 本人  | 元町五  | 24 |
| 龜山 | 寅七(78)  | 本人  | 城山一  | 26 |
| 三浦 | 松美(62)  | 本人  | 東町四  | 30 |
| 金山 | 敬子(78)  | 本人  | 所島二  | 37 |
| 大石 | 隆仙(7)   | 武   | 早通   | 43 |
| 山田 | 勝美(60)  | 吉太郎 | 中島一  | 51 |
| 岡田 | 弘(40)   | 本人  | 四ツ野三 | 58 |

※掲載を希望しない方は、届出の際に、住民課窓口までお申し出ください。

### 行政相談 4月1日

午前9時~正午

■ところ 諏訪1・5・32 ■相談員 斎藤 行さん ☎(381) 3869 役場や公共機関の仕事への苦情、相談を受け付けます。お気軽にどうぞ。

### 心配ごと相談所 毎週火曜日

■時間 午前9時30分~午後3時 ■ところ 社会福祉協議会事務局(新明町1) ※この時間内に、電話での相談も受け付けます。☎(381) 7221 個人の秘密は厳守、お気軽にご相談ください。

### 酒害相談 毎週土曜日

午後7時~9時

■ところ 公民館 ■担当 新潟県酒害相談員 個人の秘密は厳守、お気軽にご相談ください。

### 犬・猫の引取り 4月13日

■時間 午前8時30分~9時 ■ところ 役場保健課 ■手数料 1頭(子犬・子猫は10頭)1、600円(未登録の犬は登録料3、000円を加算)事情により飼えなくなった犬(大型犬を除く)・猫の引取りを希望する人は、前日までに保健課へ連絡してください ☎(381) 2111 内線156